

## 都市公園内行為許可等申請書

令和 年 月 日

芦屋市長宛

申請者

住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

\_\_\_\_\_

氏名（法人その他の団体にあつてはその名称および代表者の氏名）

\_\_\_\_\_

担当者

\_\_\_\_\_

連絡先（TEL）

\_\_\_\_\_

次のとおり都市公園内における行為許可申請  
行為届出 をします。

申請の目的	
申請の期間	令和 年 月 日( )から 日間 令和 年 月 日( )まで
申請の場所	
行為積やする範囲	
行為のための施設の構造	
人数	人
復旧方法	原形復旧
添付図面	位置図・平面図・横断面図・実測求積図 その他( )
その他必要な事項	現場責任者連絡先

# 許可条件

- 1 都市公園法(昭和31年法律第79条, および都市公園法施行令第290条)ならびに芦屋都市公園条例(昭和40年芦屋市条例第13号)および芦屋市都市公園条例施行規則(昭和40年芦屋市第16号)を守らなければならない。
- 2 許可なくして目的以外の用途に使用してはならない。
- 3 第三者に転貸してはならない。
- 4 申請者が,第三者に損害を及ぼしたときは, 自己の責任において解決しなければならない
- 5 申請者が, 都市公園を荒廃または損傷したときは, 損害額を賠償しなければならない。
- 6 許可期間中であっても, 本市において必要があるときは, 許可を取り消すことができる。
- 7 申請者が, 自己の費用をもって許可にかかる物件を原状に復して, 許可期間満了と同時に返還しなければならない。
- 8 他の公園利用者に配慮し, お互いが気持ちよく利用できるようなルールやマナーを守り, 必要に応じて安全対策を講じること。
- 9 届出書の受付は, 公園の独占利用を認めたものではないため, 他の公園利用者と譲り合って使用すること。
- 10 申請者は公園利用後に後片付けを行い, 発生したゴミは持ち帰ること。
- 11 公園利用者や近隣住民へ影響を及ぼす可能性がある場合は自治会等に説明をし, 理解を得ること。